# 奈良県立医科大学新キャンパス 飲料自動販売機設置運営事業者募集要項

一般財団法人弘済会(以下、「当財団」という。)が公立大学法人奈良県立医科大学新キャンパスにおいて行う飲料自動販売機設置運営事業を委託する事業者(以下、「設置事業者」という。)を募集します。

#### 1. 業務概要

(1)業務名

奈良県立医科大学 新キャンパス飲料自動販売機設置運営事業

(2)業務内容

新キャンパス構内における飲料自動販売機(以下「自販機」という。)の設置及び 管理・運営

(3)業務契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4)業務実施場所

公立大学法人奈良県立医科大学新キャンパス (奈良県橿原市四条町88番1)

#### 2. 参加資格

本業務の受託者募集に参加できるものは、次に掲げる要件すべてを満たす法人又は個人とします。

- (1)公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要綱に基づく取引停止等の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。
- (2) 民事再生法 (平成11年法律第225号)、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規 定による再生又は、更生手続開始の申立て又は手続中でないこと。
- (3)自己又は法人等並びにその役員(法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
  - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。) 第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定 する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
  - ②役員等に暴力団員(暴対法第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が就任していること。
  - ③暴力団等が法人等の事業活動を支配していること。
  - ④暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
  - ⑤暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
  - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に 対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していること。

- (4)銀行の取引停止、又は差押さえを受けていない者であること。
- (5) 事業運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、 これらを受けている者であること。

#### 3. 禁止事項

- ①自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供する こと。
- ②飲料自動販売機設置以外の用途で使用すること。

#### 4. 質問の受付及び回答

①提出方法

質問書(様式3)を「5(3)提出先」に電子メール又はファックスにより提出して下さい。口頭での質問は受け付けません。

②受付期間

令和6年11月25日(月)から令和6年11月29日(金)午後4時まで

③回答方法

令和6年12月6日(金)までに、すべての応募申込のあった事業者にメールで回答します。

#### 5. 応募方法

- (1) 本事業に応募される場合は、「奈良県立医科大学新キャンパス飲料自動販売機設置運営事業仕様書」により、次の書類を提出して下さい。
  - ①飲料自動販売機設置運営事業応募申込書(様式1) 1部
  - ②飲料自動販売機設置企画提案書(様式 2) 1 部 設置場所ごとに自動販売機売上額に対する当財団への売上手数料率を明記して下さい。
- (2) 提出期限 令和6年12月13日(金) 午後4時
- (3) 提出 先 橿原市四条町 840 番地

奈良県立医科大学附属病院内

一般財団法人弘済会

TEL 0744-23-1779 (直通)

FAX: 0744-29-0366

E-mail: kosaidan@naramed-u.ac.jp

(4) 提出方法 郵送又は持参とします。

#### 6. 設置事業者の選定方法

企画提案書を総合的に判断し、設置場所ごとに最も評価の高いものを設置事業者と して選定します。

## 7. 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対し、令和6年12月24日(火)を目途に書面にて通知します。

### 8. 現地説明会等

現時点において、該当場所は工事中のため、現地における説明会などは実施しません。